

議案第 93 号

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市学童保育室設置及び管理条例（平成 25 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「午前 8 時から」を「午前 7 時 30 分から」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第93号参考資料

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(利用時間)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、小学校の休業日に係る保育室の利用時間は、<u>午前8時から午後6時30分</u>までとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、小学校の休業日に係る保育室の利用時間は、<u>午前7時30分から午後6時30分</u>までとする。</p> <p>3 略</p>